

# MBA 教育の質の維持向上に向けて

- 2009年度認証評価結果報告 -



March, 2010

**THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND  
SCHOLARSHIP FOR TOMORROW, a 21st century organization  
Tokyo, JAPAN**

# 目 次

はじめに	1
<b>認証評価審査の概要</b>	<b>2</b>
2009 年度認証評価審査結果の概要	6
<b>関西学院大学大学院経営戦略研究科経営戦略専攻の認証評価審査結果</b>	<b>8</b>
1 . 受審申請の審査	8
2 . 認証評価計画の審査	9
3 . 自己点検評価報告の審査	13
4 . 提出資料	30
5 . 認証評価審査結果(案)に対する意見調整	30
6 . 認証評価審査結果	30
<b>認証評価審査委員</b>	<b>32</b>
<b>ABEST21 経営分野専門職大学院認証評価基準</b>	<b>35</b>

## はじめに

NPO 法人 THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW、a 21st century organization (ABEST21)は、2005 年 7 月 1 日、国内外の 16 大学のビジネススクールの学部長等の参加を得て、ABEST21 会則の制定及び役員を選出を行い、ABEST21 を創設した。

ABEST21 の源流は、1994 年に設立した「グローバル・クラスルーム (Global Classroom) 国際会議」に遡る。1994 年 10 月 28 日、国内外の 7 大学のビジネススクールの参加により先端的情報通信技術を駆使したオンライン・リアルタイム・テレビ会議システムで位置、場所、空間を超越した国際合同授業、「グローバル・クラスルーム (Global Classroom) 国際会議」を設立した。グローバル・クラスルーム国際会議は、2002 年 6 月 28 日、ビジネススクール教育の一環として学生交流を導入した「グローバル・ナレッジ・ネットワーク (Global Knowledge Network) 機構」に改組し、国際 MBA 学生セミナーを積極的に推進していった。そして、グローバル・ナレッジ・ネットワーク機構は、2005 年 7 月 1 日、ビジネススクール教育の質改善を目指した認証評価の事業をも行う下記のミッションを制定し、ABEST21 に改組した。

「われわれは、21 世紀の国際協力のために、われわれが開発しうる多くの領域があると信じている。われわれは、会員校間の互惠の協力関係を促進することによって、グローバルな基準でビジネススクールの教育を向上させていくことに努めていく。われわれはこの使命を達成していくために、下記の目標を設定する。

- ・カリキュラム及び教材に関する情報の共有
- ・共同研究プロジェクト、国際シンポジウム及びグローバル・クラスルーム活動の推進
- ・会員校の教育研究活動の助言とグローバルビジネス教育を向上させる持続的努力の促進
- ・認証評価によるビジネス教育の向上」

組織が未来に存続していくためには、環境の変化に対応していかなければならない。過去の事象をある基準で評価しても、そこに改善課題を見つけ出し、その解決策を考え、そしてそれを実効して現状の改善を図るものでなければ、教育の質維持向上は望めないし、その評価は価値を有しない。ABEST21 が目指す認証評価はすべてのステークホルダーに目に見える形で改善課題の解決を図る PDCA サイクルが稼動していくシステムを認証評価の受審校であるビジネススクールに植えつけ、受審校の教育の質維持向上をステークホルダーに保証していくことである。

ABEST21 は、2009 年度認証評価として関西学院大学大学院経営戦略研究科経営戦略専攻 (専門職大学院) の認証評価を認定した。また、京都大学大学院経営管理教育部経営管理専攻 (専門職大学院)、南山大学大学院ビジネス研究科ビジネス専攻 (専門職大学院) 及び Faculty of Business Management and Professional Studies-MBA program, Management & Science University (Malaysia) の第一次審査でもある「認証評価計画」を承認した。

ABEST21 は今後も認証評価を通じてビジネススクールの質の保証に努めるとともに、わが国のビジネススクール全体の活性化とグローバル化に寄与していきたいと考えている。

2010 年 3 月 24 日

THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP  
FOR TOMORROW、a 21st century organization

理事長 伊藤文雄

# 認証評価審査の概要

## 1. 認証評価の方針

### 1) 評価の対象

ABEST21 は、企業等組織のマネジメントに携わる人材育成を目的としたビジネス・MOT 分野の経営分野専門職大学院の教育研究活動の認証評価を行う。組織のマネジメントは、経営管理、技術経営、ファイナンス、人事及び経営情報等の経営諸活動の有機的な統合を図る中枢神経的な経営機能であり、高度の専門職業能力の涵養を必要とする領域である。ABEST21 は、組織のマネジメントに携わる人材育成を目的とする分野を「経営分野」として、この経営分野の人材の育成を教育研究上の目的とする専門職大学院を評価の対象とする。

### 2) 基本方針

ABEST21 は、受審校のマネジメント教育の質維持向上に不可欠な PDCA サイクルが稼動していく体制を支援し、下記の基本方針にもとづいて受審校の教育研究活動状況についての評価を行う。

- 1) 経営分野の「専門的な視点」からの評価
- 2) 国際的に通用する人材育成の「国際的な視点」からの評価
- 3) 受審校の教育特徴である「個性伸長の視点」からの評価
- 4) 受審校の主体的な分析である「自己点検評価の視点」からの評価
- 5) 認証評価の信頼性と客観性を求めた「ピア・レビュー(Peer Review)による評価」

### 3) PDCA サイクル稼動状況の評価

ABEST21 は、受審校が行う ABEST21 認証評価基準に従っての「自己点検評価の分析」の状況の評価するだけでなく、自己点検評価の分析より発見した改善課題を整理し、課題を解決していく計画を策定し、そして計画を実施していく PDCA サイクルを稼動させていく体制が機能しているかを評価していく。認証評価は未来に対する教育の質保証を求めるステークホルダーの期待に応えていくことであり、PDCA サイクルの稼動状況の評価していくことが重要である。従って、下記の分析を認証評価の審査対象としている。

- 1) 受審校が「教育上の目的」を達成するために策定する「基本的な戦略構想」の適切性
- 2) 受審校が改善課題の発見のために行う「自己点検評価の分析」の適切性
- 3) 受審校が自己点検評価の分析で発見した「改善課題の分析」の適切性
- 4) 受審校が認識した改善課題を解決していく「戦略計画の分析」の適切性
- 5) 受審校が策定した改善計画を実現する「行動計画の分析」の適切性

## 2. 認証評価のプロセス

### 1) メンター (mentors) の決定

ABEST21 は、受審校が認証評価を受けるために行う各種の分析等が適切に行われるために、受審校の求めに応じ助言をしていくメンター制度 (mentorship) を設けている。メンターの活動期間は受審校の認証評価受審申請の受理から「自己点検評価報告」の提出までの期間である。

### 2) 認証評価の基本的審査

ABEST21 は、下記の審査に基づいて認証評価を行う。

#### 1) 「受審資格」の審査

ABEST21 は、受審校より提出された「認証評価受審申請」に基づいて受審校の受審資格の審

査を行う。

#### 2) 「認証評価計画」の審査

ABEST21 は、18 の認証評価基準の「基本視点」に従った分析にもとづいて提出される「認証評価計画(Accreditation Plan)」の審査を行う。「認証評価計画」は受審校が認証評価を受けるために行う基本的事項についての分析であり、認証評価の受審体制を整備することである。審査については下記の評価がなされる。

合格(P):「認証評価計画は、評価基準の基本視点を中心とした自己点検評価の分析が適切に行われ、認証評価を受ける体制が整備されている計画である。」

不合格(F):「認証評価計画は、認証評価基準による「自己点検評価」の分析が十分ではなく、認証評価を受けるためには自己点検評価の分析の見直しが必要である。」  
不合格の場合は問題点を解決し、再度「認証評価計画」を提出する。

#### 3) 「自己点検評価計画」の審査

ABEST21 は、受審校に18の「基本視点」と76の「細目視点」に従ったより詳細な「自己点検評価の分析」を求め、その分析に基づく改善課題の分析、課題の解決計画の分析そして実施計画の分析等の内容を含む「自己点検評価報告」についての審査を行う。

#### 4) 認証評価審査結果

ABEST21 は、受審校の18の認証評価基準の「基本視点」に従った自己点検評価の分析に基づいて提出された「認証評価計画」の審査において、主に専門職大学院設置基準の適合性についての評価を中心に「合格」または「不合格」の審査を行っている。従って、「認証評価審査結果」においては、「認証評価計画」の「合格」を前提として教育の質維持向上の達成度合の評価をしている。

A)「教育研究の方策は、評価基準がほとんど又は全てが満たされ、教育研究の質維持向上が十分に期待でき、非常に優れている。」

B)「教育研究の方策は、評価基準が大体において満たされ、教育研究の質維持向上が期待でき、優れている。」

C)「教育研究の方策は、評価基準がある程度満たされてはいるが、教育研究の質維持向上に改善の余地がある。」

### 3. 認証評価の審査体制

#### 1) 認証評価委員会(Accreditation Committee)

認証評価委員会は、認証評価委員会規則第4条に従い、2年任期で経営分野の専門家及び実務家15名以上20名以内の委員で構成される。認証評価委員会は専門審査委員会に付議した諮問事項の答申について審議することを主な目的としている。

#### 2) 専門審査委員会(Pre-Accreditation Committee)

専門審査委員会は、専門審査委員会規則第4条に従い、経営分野の専門家及び実務家40名以上45名以内の委員で構成される。専門審査委員会は、認証評価委員会より付議された諮問事項の実質的な審査を行うことを主な目的とし、受審校の「受審資格」、「認証評価計画」及び「自己点検評価報告」の審査を行う。「認証評価計画」の書面審査及び「自己点検評価報告」の書面審査と実地調査は、専門審査委員会の下に「専門審査小委員会(Peer Review Team)」を設置して実際の審査を行う。

#### 3) 専門審査小委員会(Peer Review Team)

ピア・レビューチーム(PRT)は、受審校の提出した「認証評価計画」の書面審査及び「自己

点検評価報告」の書面審査と実地調査を行う。PRT は 3 名の専門審査委員会委員より構成される。

#### 4) 申立意見調整委員会(Coordinating Committee)

専門審査委員会で審議された「認証評価審査結果(案)」は、受審校に内示され審査結果(案)に対する意見申立の機会が受審校に提供される。受審校より申立意見があった場合には専門審査委員会に「申立意見調整委員会」を設置して意見の調整を図る。委員は 5 名の委員より構成され、当該受審校 3 名の PRT 委員がそこに含まれる。

#### 4. 認証評価審査結果の開示・公開等

ABEST21 は認証評価委員会及び ABEST21 理事会で承認された受審校の「認証評価審査結果」を文部科学大臣に報告し、それから受審校に「認証評価審査結果」を報告する。その後、文部科学省記者クラブに「認証評価審査結果」の概要について記者発表をする。

ABEST21 は、記者発表後に受審校の「認証評価審査結果」を英訳し、ABEST21 ウェブサイト (<http://www.abest21.org/>) に、日本語文と英訳文の「認証評価審査結果」をそれぞれ掲載し、広く社会に公表する。また、「認証評価審査結果」を ABEST21 の「ABEST21 Annual Report( ABEST21 年次報告書)」に掲載する。

#### 5. 審査委員の遵守事項

ABEST21 は、中立・公正な評価を行うために認証評価委員会及び専門審査委員会の委員が、以下に該当する場合は、受審校の認証評価の審査の審議に係ることを禁止する。

##### 1) 利害関係者の排除等

当該案件と直接関係する委員は、「認証評価計画」、「自己点検評価計画」または「認証評価審査結果」の審査の議決に加わることはできない。ただし、会議に出席し、その議決以外について発言することは妨げない。当該案件に直接関係する場合の事例としては、以下の場合が想定される。

- 委員が当該受審校の専任又は兼任として在職している場合
- 委員が当該受審校の所属する大学の役員として在職している場合
- その他委員が公平・公正に評価を行うことが困難と判断される場合

##### 2) 機密保持

委員は評価の過程で知り得た個人情報等及び受審校の評価の内容に係る情報を外部に漏らしてはならない。また、委員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

##### 3) 評価委員の氏名公表

認証評価審査期間における認証評価委員会委員および専門審査委員会委員の氏名は、公正かつ適正な評価を行う観点から非公表とする。ただし、評価結果の決定後には公表する。

## 6 . 認証評価受審の時期

ABEST21 は、学校教育法第六十九条の三の第三項において規定されている「専門職大学院を置く大学にあつては、…当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。…」の規定及び学校教育法施行令第 40 条において規定されている「五年以内」の評価を受ける期間に従って、下記の評価を行う。

- 1) 「初審評価(Initial Accreditation)」は、経営分野専門職大学院が設置認可されてから 5 年以内に最初に受けなければならない認証評価とする。
- 2) 「維持評価 (Maintenance Accreditation)」は、初審評価から次の 5 年以内に受けなければならない認証評価とする。

## 7 . 年次計画履行報告書の提出

ABEST21 は、改善計画の履行を支援していくために、行動計画に示された計画の履行状況の報告を認証校に求めていく。ABEST21 は、認証校に毎年「年次計画履行報告書」の提出を求め、教育の質改善の成果を確認していく。

# 2009 年度認証評価審査結果の概要

## 1 . 受審校

ABEST21 は、2009(平成 21)年度認証評価校として下記の経営分野専門職大学院の認証評価をした。

- ・ 関西学院大学大学院経営戦略研究科経営戦略専攻(専門職大学院)

## 2 . 審査の日程

ABEST21 は、下記の日程で関西学院大学大学院経営戦略研究科経営戦略専攻(専門職大学院)の認証評価の審査を行った。

- ・ 2008 年 05 月 13 日：認証評価受審説明会の開催(於関西学院大学)
- ・ 2008 年 06 月 27 日：認証評価受審説明会の開催(於 ABEST21)
- ・ 2008 年 06 月 30 日：認証評価受審申請の受理
- ・ 2008 年 08 月 25 日：メンター委嘱
- ・ 2008 年 11 月 18 日：専門審査委員会(PRT 委員の選出)の開催(於青山学院大学)
- ・ 2008 年 11 月 20 日：「認証評価計画」の提出
- ・ 2009 年 01 月 31 日：専門審査委員会(「認証評価計画」の審議)の開催(於青学会館)
- ・ 2009 年 03 月 25 日：認証評価委員会(「認証評価計画」の審議)の開催(於ソニー)
- ・ 2009 年 07 月 30 日：評価基準一部改正説明会の開催(於南山大学)
- ・ 2009 年 09 月 30 日：「自己点検評価報告」の提出
- ・ 2009 年 10 月 16 日：専門審査委員会(PRT 委員の選出)の開催(於学術総合センター)
- ・ 2009 年 12 月 01 日：実地調査の実施(於関西学院大学)
- ・ 2010 年 01 月 29 日：専門審査委員会(「自己点検評価報告」の審議)の開催(於南青山会館)
- ・ 2010 年 02 月 08 日：PRT 委員会(申立調整委員会委員長の選出)の開催(於 ABEST21)
- ・ 2010 年 02 月 08 日：「認証評価審査結果(案)」の内示
- ・ 2010 年 02 月 18 日：受審校より第一次意見申立
- ・ 2010 年 02 月 26 日：申立調整委員会(申立意見に対する第一次回答)の開催(於 ABEST21)
- ・ 2010 年 03 月 02 日：受審校より第二次意見申立
- ・ 2010 年 03 月 03 日：申立調整委員会(申立意見に対する第二次回答)の開催(於 ABEST21)
- ・ 2010 年 03 月 04 日：受審校より「第二次回答」の受入回答
- ・ 2010 年 03 月 04 日：臨時専門審査委員会(意見調整の報告)の開催(於青学会館)
- ・ 2010 年 03 月 05 日：認証評価委員会(「認証評価審査結果」の審議)の開催(於新日本製鐵君津製鉄所)
- ・ 2010 年 03 月 05 日：ABEST21 理事会(認証評価審査結果の審議)の開催(於新日本製鐵君津製鉄所)

## 3 . 受審校の意見申立

ABEST21 は、2010 年 1 月 29 日開催の専門審査委員会において「認証評価審査結果(案)」の受審校への内示に際して、受審校より意見申立があった場合に申立意見の調整をするために、「申立意見調整委員会」を組織した。「申立意見調整委員会」は専門審査委員会委員より選出された受審校の PRT 委員を含む 5 名の委員で構成された。「認証評価審査結果(案)」の内示に対して受審校より提出された申立意見は、個々の評価項目の評価に関する意見ではなく、ABEST21 が総合的な評

価をした審査結果(案)に対する評価根拠を求めるものであった。2回の意見交換ののち、2010年3月4日、受審校より「申立意見調整委員会」の説明回答に対する受入の回答を得て申立意見の調整がなされた。

### 3. 審査の結果

ABEST21は、2010年3月5日開催の認証評価委員会及びABEST21理事会において、下記の認定を行った。

ABEST21は、認証評価の審査結果に基づき、関西学院大学大学院経営戦略研究科経営戦略専攻が、ABEST21が定める経営分野専門職大学院認証評価基準に適合し、「教育研究の方策は、評価基準が大体において満たされ、教育研究の質維持向上が期待でき、優れている」教育プログラムであると認定した。なお、この認定の期間は2015年3月31日までとし、2015年までに再度同法人の評価を受けることを求める。

関西学院大学大学院経営戦略研究科経営戦略専攻の教育プログラムは、認証評価の各評価項目に対してABEST21の認証評価基準を概ね満たしており、かつ教育の質維持向上を図る改善課題を的確に把握し、課題解決を実施していく実行計画も明確に策定し、それを実現していくPDCAサイクルが稼働していく体制が整えられている。しかし、「教育研究上の目的」における「教育研究上の目的達成」に必要な財務戦略に関して、中長期計画との関連での資金調達・使途との関係の分析が十分でないのでより一層精緻化させていくことが必要である。また、「教育課程」における国際経営コースの「英語によるMBA教育プログラム」の教育特徴をグローバル化の時代的要請に応えて一層展開していくためには改善していくべき課題があり、より一層の教育研究環境の整備が必要であると思われる。

しかし、一方において関西学院大学の「英語によるMBA教育プログラム」は、特筆すべき優れた教育プログラムである。関西学院大学は、“グローバルな視点と知識を備えたビジネスパーソン”の養成として「英語によるMBA教育プログラム」の教育を実施し、わが国の企業のグローバル化に対応して、英語でビジネスを遂行できる高いコミュニケーション能力と国際的な感覚を身につけビジネスのフィールドを国外にも求めることができるビジネスパーソンの養成を目指した優れた取組である。

# 関西学院大学大学院 経営戦略研究科経営戦略専攻の認証評価審査結果

## 1. 受審申請の審査

### 1) 受審教育プログラム

関西学院大学では、1992年に大学院商学研究科にマネジメントコースを設置し、以来14年にわたって夜間開講を行う社会人向けのリカレント教育を実施してきた。その経験を基にして新しいビジネススクールが構想され、現在の経営戦略研究科の設置に繋がっている。

関西学院大学大学院経営戦略研究科経営戦略専攻（以下「受審校」という）は、2005年に開学して4年を経過し、5年目を迎えている。入学定員は1学年100名、収容定員は200名である。既に修了生も250名に達しており、有為な人材を輩出している。修了後に授与される学位は経営管理修士（専門職）となっている。本専攻は、主に社会人を対象とする企業経営戦略コースと全ての授業を英語で行う国際経営コースを擁している。企業経営戦略コースは平日夜間と土日に開講し、大阪梅田キャンパスを利用している。国際経営コースは昼間に開講し、主に西宮上ヶ原キャンパスを利用している。

受審校の教育プログラムは、経営戦略専攻における人材育成の目標である「高度専門職業人として高い職業倫理観を持ったグローバルに活躍できるビジネスパーソン」を育成するために構成されている。中でも、関西学院のスクールモットーである「Mastery for Service」を実践する上でも、必修科目として企業倫理、Business Ethicsを置くことで倫理観を涵養することを重視している。

企業経営戦略コースには5つの、国際経営コースには3つのプログラムを設置している。学生は、必ず何れかのプログラムに所属し、専門性を高めることで、高度専門職業人としての基礎能力が養成される。修了に当たっては、課題研究、Individual Researchが必修科目として課されており、専門的な問題解決能力を習得することが求められている。

授業科目は、コア科目、ベーシック科目、アドバンスト科目という科目群で、段階を追って設置されており、学生の専門性を高めるための工夫がなされている。また、夏と冬に集中講義期間を置き、社会人学生の履修にも便宜を図っている。修了の要件としては、必修科目の単位を修得し、その他の要件を満たした上で、合計44単位の単位を取得することが必要となっている。

この科目体系は、北米のビジネススクールの履修体系に沿ったものであり、MBAとして必要な知識をバランス良く身につけることが可能となっている。また、両コースに所属する学生は、互いのコースの科目を受講することが可能で、国際経営コースの学生は社会人と同じ講義を受講することでビジネスの現場をより深く理解できるなどの効果も見込まれている。

教員組織としては、専任教員が16名、その内3名がみなし専任教員（本学では「任期制実務家教員」と呼ぶ）である。実務家教員は、全体として6名となっており、理論と実務のどちらかに偏るのではなく、理論的な知識を基にした実務能力の涵養が可能な組織となっている。

以上のような教育プログラムの下で、学生は幅広い知識と専門性を高めることができるようになっており、基礎から学ぶことで将来的な知識の獲得にも役に立つように工夫がされている。その意味でも、本研究科の教育目標としている生涯にわたる学習能力の獲得と実務的な専門性の確保という二つの柱に沿ったものとなっている。

社会人を含む多様な入学生は、それぞれのプログラムにふさわしい資質を持ったものを選抜している。また、修了後も学生がビジネススクールと関係を継続できるように「IBM研究フォーラム」を用意して、修了生同士が交流できる場を設けている。これからのビジネススクールの発展

のためには、修了生ネットワークの活性化が重要になるとされる。

## 2) 受審校の沿革

受審校は、2005年4月に開校しているが、その前身である商学研究科マネジメントコースは1992年4月にスタートしている。このマネジメントコースは、夜間と週末に講義を開講し2年間で修了するプログラムを社会人向けに展開していた。このコースでは、いち早く梅田にエクステンション教室を用意するなど、開始された時から社会人向けのリカレント教育を目指していた。およそ25名の定員で開始されたが、35名に定員を増やして2004年入学生までで13期に渡って修了生を送り出してきた。およそ400名を超える修了生は、現在でも研究会などの活動を通じてビジネススクールの修了生と交流しており、ビジネススクールの活動の大きな支えとなっている。

ビジネススクールは、2003年からこのマネジメントコースを拡充する形で設置することが検討され、2003年4月には開設準備委員会が設置され、マネジメントコースを発展させ規模を拡大することが企画された。また、ビジネススクールは従来の大学院の枠組みではなく「専門職大学院」として開設されることが決定され、実務家教員、カリキュラム、施設などの拡充が行われることとなった。

同時に我が国の企業の活動範囲がますますグローバル化することに対応するために「英語のみでMBAを取得する」ことが可能なコースの設置も決定された。この構想に沿って、国際経営コースがビジネススクールに組み込まれることになった。

このコースは、企業経営戦略コースと同様のカリキュラムを英語で実施することを目的としており、アメリカのビジネススクールで実施されているカリキュラム構成を踏襲している。国際経営コースには、日本人の新卒学生だけではなく、留学生も数多く入学しており、アジア・オセアニアを中心にアフリカ、中東、北米からの入学生が在籍している。

受審校では2005年4月の開校以来既に250名の修了生を輩出している。既に修了生間のネットワークも出来上がっており、研究会なども活発に運営されている。加えて、2008年4月より後期課程先端マネジメント専攻が設置され、現在12名が在籍している。

## 3) 受審申請の受理

受審校は、所定受審申請の書類を添えて THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW, a 21<sup>st</sup> century organization (ABEST21) に分野別(経営)認証評価受審申請をした。ABEST21は、2008年6月12日開催の認証評価委員会において、専門審査委員会の審議に基づき、受審校の認証評価受審申請を承認した。

## 2. 「認証評価計画 (Accreditation Plan)」の審査

### 1) 自己点検評価の分析

#### 第1章「教育研究上の目的」の評価

受審校は、2005年4月に「教育研究上の目的」を「教育研究上の理念・目的・目標」という名称で制定して、大学院要覧に明記している。理念としては、「日本型のマネジメントとグローバルな視点からのマネジメントの高度な専門性の水準での融合」を掲げている。目的としては、企業経営戦略コースは「グローバル化した日本企業のビジネス環境に合致した高度職業人の育成」、国際経営コースは「ビジネスの知識に加えて外国語、特に英語でビジネスを遂行する能力を高めること」を掲げている。目標としては、「高い職業倫理観を持ったグローバルに活躍できるビジネスパーソン」の育成を掲げている。

この「教育研究上の目的」は、関西学院大学のスクールモットーである「Mastery for Service」

に沿って制定されたものであり、「高い職業倫理観」と「国際的に活躍できる高度職業人の養成」が強調されており、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養う」という学校教育法第99条2項の規定に沿っている。

受審校は、「教育研究上の目的」を大学院要覧とホームページに掲載するなどをしており、入試説明会で説明することによって、周知公表を図っており、2009年度から学則や入学パンフレットにも記載することを予定されている。

受審校は、大学全体の自己点検評価の一環として、「教育研究上の目的」を5年ごとに見直すことにしており、そのプロセスもきちんと定めている。また、見直しの過程で在学生や提携企業等のステークホルダーの意見を聞くことも行われている。

受審校の財務戦略については、研究科の中長期計画に基づいて定められた予算編成方針に沿って事業計画を作成しているとの記述があるが、予算編成方針と予算策定プロセスの具体的な内容が書かれていないので、「教育研究上の目的」を実現するために適切な予算措置がなされているか否かは判断できない。

## 第2章「教育課程等」の評価

受審校は、以上の「教育研究上の目的」に基づいて、「建学の精神に基づく高い職業倫理を持ったビジネスパーソンの養成」、「国際的水準で世界に通用するビジネスパーソンの養成」、「グローバルな視点から経営を科学するビジネスパーソンの養成」という3つの学習目標を明確に掲げている。

受審校は、この学習目標の達成のためにコア科目群、ベーシック科目群、アドバンスト科目群からなる教育課程を編成している。「教育研究上の目的」や「学習目標」に基づいて、コア科目では企業倫理と英語コミュニケーションを必修科目にしていることもカリキュラムの特長として挙げられる。

教育方法では、理論に重点を置いた科目と演習やグループワークを多用する実践的な科目を組み合わせている点が強調されている。理論と実務教育の成果を組み合わせる総まとめの科目として、「課題研究」を必修科目としている。また、実務界との接触を重視して授業内容に反映させている。また、国際経営コースの学生を中心に海外提携大学院への留学を強く推奨していることも特長として挙げられる。

成績評価は絶対評価で行われるが、科目によって成績評価の分布のばらつきがあることが問題点として挙げられている。

授業は、講義、演習、ケーススタディ、グループワーク、個人指導、グループ指導など、様々な方式の組み合わせで行われている。少人数教育を重視し、コア科目とベーシック科目群では1クラスが30名程度、課題研究は1クラスが10名以下になるようにしている。

成績評価に関する事項については、シラバスと学生の手引きに掲載し、学生への周知徹底を図っている。また、学生とのコミュニケーションはインターネット教学支援システムを利用して、教材配布や予習指示、シラバスの提示に役立てている。オフィスアワーについては電子メールで予約を受けつけて柔軟に対処している。

## 第3章「学生」の評価

企業経営戦略コースは、「実務経験を有し、ビジネスの諸問題を理論的に解明しようとする社会人」、国際経営コースは、「日本社会や国際社会で活躍できる素質を持つような外国人留学生、社会人、国際的活動経験を有する日本人の学部卒業生」と2コースともに求むべき学生像を明確に示している。

入学者選抜は出願書類による書類審査、論文記述式の筆記試験、面接試験という形で行われて

いる。両コース合わせての入学者数は入学定員とほぼ同数となっているが、国際経営コースは予定人数の確保に向けた努力がなされている。

学生に対する経済的支援及び職業支援については、学費の延納・分納制度、支給奨学金、貸与奨学金、人材紹介・転職支援サービス企業との提携などの措置がとられている。学生からの相談は電子メールで受けつける体制がとられており、留学生に対する奨学金制度や障害を持つ学生への支援も意識して行われている。

授業内容及び授業方法の改善のためには、自己評価委員会の中に授業評価・FD部会を設けて、授業評価、教員の自己評価、学生へのインタビュー、教員間の授業参観などのFD活動を行っている。また、文部科学省・専門職大学院教育推進プログラム「現代起業家の戦略的役割」において教材用のビデオとケースの作成を行っていることも注目される。

#### 第4章「教員組織」の評価

入学定員100名、収容定員200名に対し、専任教員数は21名であるので、受審校は専門職大学院設置基準に基づく専任教員数の要件を満たしている。教員人事のプロセス、教員の資格については明記されている。専任教員21名中10人が実務家教員であり、専門職大学院設置基準の3割以上という規定を満たしている。

研究活動については、修了生を中心とした研究会の開催、ビジネス価値創造センター、「現代起業家の戦略的役割」プロジェクトが具体例として記載されているが、個々の教員の研究実績の分析については具体的な記述に乏しい。

ステークホルダーとの関係として、企業推薦入試制度を行っている12社との連携強化、各種の無料セミナーが紹介されており、広範なステークホルダーとの関係を強化しようとする姿勢がうかがわれる。

#### 第5章「管理運営と施設設備」の評価

管理運営の意思決定プロセスとしては、研究科教授会、専攻会議、研究科長室委員会、カリキュラム委員会が意思決定機関として組織され、その他に執行部会、各種委員会が置かれている。

管理運営の事務体制としては、経営戦略研究科事務室（専任職員5名、派遣職員2名、アルバイト職員3名）が西宮上ヶ原キャンパスに置かれている。企業経営戦略コースを行っている大阪梅田キャンパス事務室には職員（専任職員2名、契約職員2名、補助職員複数名）を置き、経営戦略研究科事務室と連絡を密接にとって事務を行っている。しかし、大阪梅田キャンパスでの社会人学生のサポート、外国人留学生へのサポートが十分でないことが問題点として指摘されている。

企業経営戦略コースを行っている大阪梅田キャンパス、国際経営コースを行っている西宮上ヶ原キャンパスともに教室、共同研究室、図書資料室が置かれている。また、教員の個人研究室は西宮上ヶ原キャンパスに置かれている。

#### 2) 改善課題の分析

受審校は、認証評価の各評価項目について、改善を要する問題点を多数挙げており、課題提示は妥当であると思われる。そのうち特に重要な課題としては、以下の点が指摘されている。

- 1) 「教育課程等」については、成績評価の分布が科目によって異なっている現状に対して相対的評価の必要性について検討課題が指摘されている。
- 2) 「学生」に関しては、国際経営コースの予定する学生数の確保についての課題が問題点となっている。また、FD活動については、授業参観への教員の出席率が悪い点や、授業評価および教員の自己評価の結果は教員本人にフィードバックされるにとどまっているという点が指

摘されている。

- 3) 「教員」に関しては、国際経営コースの教員の採用が難しいことが大きな問題となっている。また、優秀な実務家教員（特にみなし専任教員）の確保も急務となっている。みなし専任教員が多忙なこともあり、研究者教員とみなし専任教員とのコミュニケーションが十分でない点や、研究分野を越えての教員間の連携が不十分であるという点も指摘されている。
- 4) 「管理運営と施設設備」に関しては、教授会が月1回開催のため、迅速な意思決定ができないことや、カリキュラム委員会や各種委員会で十分な議論や活動ができていない点が指摘されている。また、大阪梅田キャンパスについては、本研究科の専従職員がならず、社会人学生の要望に十分対処できていない点や、研究用のスペースがない点が問題として指摘されている。

### 3) 課題解決計画の分析

受審校は以上示した改善課題に対して、以下のような改善計画を示している。

- 1) 「教育課程等」に関しては、成績評価の分布が科目によって異なる問題について、全科目について評価別の人数分布に基づいた問題点の発見と解決、コア科目全科目を履修するよう指導の徹底、習熟レベルの低い学生への対策としてのプレコースの開設、という解決策を掲げている。
- 2) 「学生」に関しては、国際経営コースの予定する学生数の確保のために、各種説明会の開催、HPの充実、関西学院大学の学部生へのアプローチの強化、日本留学フェアなど海外での募集活動などの方策を掲げている。しかし、この問題については、そもそも英語で授業を行う国際経営コースに対する需要が十分あるのか、国際経営コースのカリキュラムに改善の余地がないかという点も含めての分析も必要ではないかと思われる。FD活動については、個々の教員が授業評価に基づいて授業内容を改善する取り組みの強化、教員が他の教員が抱える問題点をアドバイスする機会を設ける、という方策を掲げている。
- 3) 「教員」に関しては、国際経営コースの専任教員の採用について、採用プロセスの再検討を行うことも考えている。国際経営コースの専任教員には、かなり広範な条件が要求されるので、現行の公募にこだわらず、多様な採用方法も考慮すべきであると思われる。みなし専任教員の確保については、実務に精通している教育意欲の高い人材も候補に加えるという対策が示されている。みなし専任教員と研究者教員との交流を深める必要性も考慮すると、実務家教員については、みなし専任教員という形でなく通常の専任教員として採用することも含めて、実務家教員がもっと研究科の活動にコミットできるように採用形態の再検討することも必要であろう。
- 4) 「管理運営と施設設備」に関しては、意思決定を迅速にするために研究科内の各種の会議や委員会の内容や運営方法について再検討する方針が示されている。大阪梅田キャンパスについては、専従事務職員を置くこととレイアウトの変更によって使い方を見直す方針が示されている。

### 4) 「認証評価計画」の承認

以上のような問題点や課題は指摘できるものの、専門審査小委員会（Peer Review Team）は、受審校が認証評価計画において、ABEST21 認証評価基準「基本視点」に基づいた自己点検分析を適切に行い、改善すべき課題とその改善計画を適切に提示していると評価する。

### 3. 「自己点検評価報告(Self-Evaluation Report)」の審査

#### 1) 「戦略計画」の評価

受審校は、SWOT分析をもとに以下の7項目から構成される中長期計画を策定している。これらの項目のうちいくつかは、後述の自己点検評価に基づく問題点と密接に絡む課題であり、緊急に解決されねばならない課題となっている。その他の課題は中長期的に取り組む性格の課題であるが、自己点検評価報告での課題解決の事項では取りあげられていないという問題がある。

##### (1) ターゲットとセグメントの明確化と拡張

受審校が現在実施している企業経営戦略コースと国際経営コースのそれぞれについて現在のターゲットと今後追求すべきターゲットを提示している。特に後述のように国際経営コースは予定人数割れが続いているので、志願者増のために新たなターゲットとその獲得の方針が示されている。

##### (2) カリキュラムを含めた科目や履修体系の見直し

受審校は、今後のカリキュラムに関して、現在の入学者をベースに想定されたセグメントから重要性が高いと考えられるセグメントを取り出してカリキュラムの再編成を考えるという基本姿勢を示しており、医療経営関係、資格対応型プログラムなどいくつかの構想を示している。

##### (3) ファカルティ・デベロップメント(FD)と授業改革

受審校は、FD活動が教育活動と同等に重要な活動であるという認識を全教員が持ち、FD活動を維持発展させる方針を打ち出している。

##### (4) 事務サービス体制の充実

事務サービス活動については、教務体制の改善、情報システムの改善、事務体制の改善、広報の充実という方針を掲げている。特に後述のように大阪梅田キャンパスの事務サポートや社会人学生の対応は是非とも解決せねばならない課題である。

##### (5) 研究体制の充実

受審校は、研究体制の充実の面では、特に研究者の養成と確保、研究を支える人員の確保、研究を実行するための資金の裏付けを具体的な課題として掲げている。

##### (6) 国際化への対応

国際化の課題としては、留学生の獲得、海外研究拠点の確保、海外提携コーディネーターの設置、海外の研究者との連携、海外への広報活動が挙げられている。これらのうち、留学生の確保は国際経営コースの定員割れという状況を考えると緊急の課題となっている。その他の課題については、今後、方策の具体化が望まれる。

##### (7) 社会連携と修了生を含めた学生間ネットワークの強化

経営戦略研究科には、関西学院の社会連携を強化する基盤となるという戦略的な役割があるとされている。受審校はこれまでも修了生のネットワーク形成に力を入れて一定の成果を上げてきたが、今後も力を入れる方針が強調されている。

# SWOT分析

		機会	脅威
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学での国際学部新設</li> <li>・グローバル30を初めとする国際競争力強化への機運の高まり</li> <li>・IT環境の革新的発展</li> <li>・不況の長期化による個人の教育投資の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競合大学の梅田(特に北ヤード再開発に伴う)進出</li> <li>・不況の長期化による企業の教育投資の減少</li> </ul>
強み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多彩な科目を揃えたカリキュラム</li> <li>・外資系企業、大企業を中心としたターゲット層</li> <li>・専任教員としての研究者教員と実務家教員のバランス</li> <li>・相対的に安い学費</li> <li>・英語のみによるコースの設置</li> <li>・大阪梅田一等地の立地</li> <li>・大規模なコミットメントの高い修了生ネットワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際学部との連動によるIMCへの学生誘導。</li> <li>・ITを駆使した遠隔講義による大都市圏・地方都市圏・海外への参入(海外は、日本語での企業経営戦略コースの日本人駐在員向け、IMCの英語授業の活用)</li> <li>・修了生ネットワークの強化による関係者の囲い込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了生ネットワークを利用した企業へのアピール</li> <li>・スポット開講の講座(有償/無償)の積極的開講による教育内容のアピールと学生の取り込み</li> <li>・新たに進出してくる大学との差別化の強化</li> </ul>
弱み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現役幹部、中小企業トップ層が少ない</li> <li>・本学メインキャンパス(上ヶ原)の物理的資源の利用が不便(研究室、図書館など)</li> <li>・IMCと経営戦略との連携が困難</li> <li>・海外での認知度が低い</li> <li>・相対的に低い国内ビジネススクールランキング</li> <li>・全学的予算の縮減傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優秀な教員を多く抱えている点を活かし、競争的研究教育資金を獲得し、機会を捕捉する。</li> <li>・留学生の積極的な確保による国際認知度の向上</li> <li>・講義を通じた留学生と日本企業学生との交流の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より魅力的な学習制度・環境の整備(例えば、科目履修上の「縛り」の緩和)</li> <li>・強みを積極的にアピールすることによるビジネススクールランキングのさらなる向上策(教員・同窓生全員は広報担当者という意識の浸透・具現化)</li> </ul>

## 2) 自己点検評価分析の評価

### 第1章「教育研究上の目的」

#### 基準1「教育研究上の目的」

- ・基本視点「認証評価を申請する経営専門職大学院(以下「受審校」という。)は、教育研究の活動の意思決定の指針となる“教育研究上の目的(mission)”を明確に規定し、明文化していなければならない」について、受審校は、「教育研究上の目的」を「教育研究上の理念・目的・目標」という名称で制定している。
- ・細目視点1「受審校は、“教育研究上の目的”をグローバル化時代の要請に応えた国際的に通用する高度専門職業人育成に配慮した内容のものとしているか」について、受審校は、企業経営戦略コースと国際経営コースの二つのプログラムそれぞれについて「教育研究上の目的」を定めており、いずれのコースについても「高い職業倫理観」と「国際的に活躍できる高度職業人の養成」が強調され、グローバル化時代の要請に応えた国際的に通用する高度職業人育成に配慮した内容となっている。
- ・細目視点2「受審校は、“教育研究上の目的”をステークホルダーの意見を反映した内容のものとしているか」について、受審校は、「教育研究上の目的」を定めるに当たり、企業やビジネスパーソンのニーズを十分に調査して、ステークホルダーの意見を十分に反映した内容のものとしている。
- ・細目視点3「受審校の“教育研究上の目的”は、学校教育法第99条第2項の「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」の規定から外れるものではないか」について、受審校の「教育研究上の目的」では、「高い職業倫理観」と「国際的に活躍できる高度職業人の養成」が強調されており、学校教育法99条第2項の「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という規定に沿うものになっている。
- ・細目視点4「受審校は、“教育研究上の目的”を受審校の発行する印刷物等、例えば、学則、入学案内、授業要覧及び履修要綱等に、また、ホームページに掲載し、周知公表を図っているか」について、受審校は「教育研究上の目的」を学則・入学案内・ホームページ等への掲載と入試説明会での説明によって周知徹底を図っている。

#### 基準2「“教育研究上の目的”の重要な要素」

- ・基本視点「受審校の“教育研究上の目的”は、企業等組織のマネジメントに係る高度専門職業人育成に重要な要素を含む内容のもので、受審校が所属する大学の「教育研究上の目的」と整合していなければならない」について、受審校の「教育研究上の目的」は、高度職業人育成の重要な要素を含んでおり、関西学院大学の「Mastery for Service」というスクールモットーとも整合的である。
- ・細目視点1「“教育研究上の目的”は、企業等組織のマネジメントに関する高度の専門知識・技能及び基礎的素養を修得する内容のものとなっているか」について、受審校は、「教育研究上の目的」に基づいて、「国際的に標準とされるMBA教育を行う」ことを強調しており、企業等組織のマネジメントに関する高度の専門知識・技能及び基礎的素養を習得する内容になっている。
- ・細目視点2「“教育研究上の目的”は、学生のキャリア形成に寄与する内容のものとなっているか」について、受審校は、「教育研究上の目的」に基づいて、実際に役立つ能力や専門性の獲得を強調しており、学生のキャリア形成に寄与する内容になっている。
- ・細目視点3「“教育研究上の目的”は、所属教員の教育研究活動の推進に寄与する内容のものとなっているか」について、受審校は、「教育研究上の目的」に基づいて、「ビジネスを科学的、客観的に研究する」ことを強調しており、教員の教育研究活動の促進に寄与する内容のもの

なっている。

### **基準3 「教育研究上の目的」の継続的な検証」**

- ・基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」を継続的に検証していくプロセスを定め、教育研究環境の変化に対応して見直していかなければならない」について、受審校は、様々な機会を捉えて、様々なステークホルダーから意見を聴取し、「教育研究上の目的」を定期的に検証する姿勢をとっている。
- ・細目視点1「受審校は、「教育研究上の目的」を検証する組織的な体制が整備されているか」について、受審校は、大学が5年ごとに行う自己点検評価の一環として「教育研究上の目的」を検証する組織的な体制とプロセスを整備している。
- ・細目視点2「受審校は、「教育研究上の目的」の継続的な検証に必要な資料の収集及び管理の体制を整備しているか」について、受審校は、「教育研究上の目的」の継続的な検証に必要な基本データを研究科事務室で収集・管理する体制を整備している。
- ・細目視点3「受審校は、「教育研究上の目的」の検証プロセスにステークホルダーの意見を聴取する機会を設けているか」について、受審校は、「教育研究上の目的」の検証のために、学生、修了生、企業、自治体、教員、潜在的志願者など、広範なステークホルダーの意見を聴取する機会を設けている。

### **基準4 「教育研究上の目的」の達成に必要な財務戦略」**

- ・基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な資金を獲得する短期的及び長期的な財務戦略を策定していなければならない」について、受審校は、自己点検評価報告において、「教育研究上の目的」の達成のために必要な中長期的な財務戦略や予算措置について必ずしも明確には示していないが、現状では十分な財政的基礎を有している。
- ・細目視点1「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な財政的基礎を有しているか」について、受審校は、中長期的には入学者数に依存する面はあるが、現状では「教育研究上の目的」の達成のために必要な財政的基礎を有している。
- ・細目視点2「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な資金調達戦略を立てているか」について、受審校は、これまで外部資金を十分に獲得しているが、中長期計画で掲げた課題を解決するための資金調達の戦略を明確に示すことが課題として挙げられる。
- ・細目視点3「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な予算措置をしているか」について、受審校の予算措置は、現状の課題解決については十分とみられるが、研究科の中長期計画との関連でどのような予算措置をとるかという方針を明確に示すことが課題として挙げられる。

## **第2章「教育課程等」**

### **基準5 「学習目標」**

- ・基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、イノベーションと知見、グローバル化及び先端的な科学技術の普及等の要素を含む学習目標を明確に定めていなければならない」について、受審校は、「教育研究上の目的」に基づいて、「建学の精神に基づく高い職業倫理を持ったビジネスパーソンの養成」、「国際的水準で世界に通用するビジネスパーソンの養成」、「グローバルな視点から経営を科学するビジネスパーソンの養成」という3つの学習目標を明確に掲げている。
- ・細目視点1「受審校は、学習目標をシラバス等に明記し、学生に周知公表をしているか」について、受審校は、「学習の手引き」の中で学習目標を明確に定め、学生に周知徹底している。

- ・細目視点2「受審校は、学習目標の達成のために、授業科目履修指導指針を定め、履修相談に応じる配慮をしているか」について、受審校は、授業科目履修指導方針を定め、履修相談に応じる体制をとっている。学習目標が十分に徹底されず、過剰な数の科目を履修する学生が一部いるという問題があるが、この問題については、指導を強化する必要性を認識している。
- ・細目視点3「受審校は、学習目標の達成のために、学生、教員及び職員間のコミュニケーションシステムを構築し、学習相談及び学習助言の円滑化を図る方策をとっているか」について、受審校は、履修相談会やオリエンテーションを通して、学生、教員及び職員間のコミュニケーションをとっている。

## 基準6「教育課程」

- ・基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育課程を体系的に編成していなければならない」について、受審校は、授業科目をコア、ベーシック、アドバンスに分けて配置し、理論に重点を置いた科目と演習やグループワークを多用する実践的な科目を組み合わせ、理論と実務教育の成果を組み合わせる総まとめの科目として「課題研究」を設けるなど、教育課程を体系的に編成している。
- ・細目視点1「受審校は、教育課程の編成において、「教育研究上の目的」を達成する理論的教育と実務的教育の架橋に留意し、マネジメントの教育研究及び実務の動向に配慮しているか」について、受審校は、理論に重点を置いた科目と実践的な科目をバランスよく配置し、実務界との接触を重視して授業内容に反映させるなど、理論的教育と実務的教育の架橋に留意している。国際経営コースの学生と企業経営戦略コースの社会人学生の交流が不十分という問題があり、今後の改善課題として認識している。
- ・細目視点2「受審校は、教育課程の編成において、企業等組織のマネジメントに係る高度専門職業人育成に必要な高度の専門的知識・技能と高度の職業能力の修得、職業倫理観の涵養及び国際的視野の拡大に配慮しているか」について、受審校は、コア科目では企業倫理と英語コミュニケーションを必修科目にしているなど、高度の専門的知識・技能と職業能力の修得、職業倫理観の涵養及び国際的視野の拡大に留意している。
- ・細目視点3「受審校は、教育課程の体系的な編成において、マネジメント教育に必要なコア科目への分類を含めて体系的に配置しているか」について、受審校は、コア科目として、経済学、経営学、統計学、会計学、企業倫理、英語コミュニケーションの6科目を体系的に配置している。
- ・細目視点4「受審校は、教育課程を検証するプロセスを明確に定め、継続的に検証しているか」について、受審校は、学生による授業評価や学生に対するインタビューをもとにカリキュラム委員会で教育課程を継続的に検証している。
- ・細目視点5「受審校は、他研究科の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定等の措置を講じているか」について、受審校は、他研究科の科目履修、海外の大学も含めた他大学との単位互換、インターンシップ等の措置をとっており、国際経営コースの学生の海外提携大学院への留学も行われている。国際経営コースと企業経営戦略コースの間の科目相互履修が少ない点を改善課題として認識している。
- ・細目視点6「受審校は、授業の方法において、実践的な教育を行うために事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な授業の方法を導入しているか」について、受審校は、実践的な教育を行うためにオリジナルの国内企業のケースを作成したり、実践的なコンサルティング・プロジェクト型の授業である GBP（グローバル・ビジネス・プロジェクト）を設けるなど、講義、演習、ケーススタディ、グループワーク、フィールド調査など様々な授業の方法をとっている。

- ・細目視点7「受審校は、授業の方法において、多様なメディアを高度に利用して通信教育の授業を行う場合には、授業の実施方法の整備に努め、教育効果の向上に努めているか」について、受審校は、通信教育を実施していないので、細目視点7は該当しない。

## 基準7「教育水準」

- ・基本視点「受審校は、学生の学習目標の達成のために、教育内容の水準を定めていなければならない」について、受審校は、学習目標の達成に必要な教育内容の水準を定めている。受審校は成績評価を絶対評価で行っており、概して成績評価の客観性、科目間の成績評価の公平性、修業年限を短縮している学生の履修科目数の適切性などの問題があり、改善課題として認識している。
- ・細目視点1「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学習環境及び学習指導体制を整備しているか」について、受審校は、学習目標達成に必要な学習環境を概ね整備できている。受審校は、図書資料の整備が不十分であるという問題点について改善の必要性を認識している。大阪梅田キャンパスでは、学生が自由にグループワークに利用できる部屋が少ないという声の一部学生からあったので、分析と改善策の提示が望まれる。
- ・細目視点2「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、1単位の授業科目の学修に必要とされる授業時間を確保しているか」について、受審校は、1単位の授業科目の学習に必要とされる授業時間を確保している。
- ・細目視点3「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、授業科目の時間割配置を適切にし、授業科目の履修登録単位数の上限を設定し、授業科目の履修を適切にする指導をしているか」について、受審校は、概ね適切な時間割配置や半期22単位の履修制限を設け、授業科目の履修を適切にする指導を行っている。学生が十分な予習復習の学習時間を確保して科目履修するように学生を指導する体制を整備する必要性を認識している。企業経営戦略コースの時間割（2時間連続授業を7週にわたって実施）が社会人学生にとって不便という声の一部学生からあったので、分析と改善策の提示が望まれる。
- ・細目視点4「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、履修した授業科目の学業成績の評価基準及び教育課程修了の判定基準を明確に定め、学則等に記載し、学生に周知公表しているか」について、受審校は、成績評価基準と教育課程修了の判定基準を明確に定めて、シラバスや学生の手引きに掲載し、学生への周知徹底を図っている。
- ・細目視点5「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学業成績の評価及び課程修了の判定を公正に実施し、客観性と厳格性が得られる措置を講じているか」について、受審校は、学業成績の評価基準及び教育課程修了の判定を公平に実施している。受審校は、成績評価の客観性と公平性の確保に向けた問題を改善課題として認識している。
- ・細目視点6「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、授業科目の履修登録の学生数を、授業の方法等の教育上の諸条件を考慮して授業の教育効果が十分に得られる適正な数としているか」について、受審校は、少人数教育を重視しており、授業科目の履修学生数は概して適正な数と判断される。プログラム別履修者数の偏りがあることが、改善課題として認識されている。
- ・細目視点7「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、留学生等の学生の多様化に対応した履修指導、学習相談及び進路指導等の学生支援を適切に行っているか。また、通信教育を行う場合には、十分に配慮した学生支援を適切に行っているか」について、受審校では、履修指導、学習相談及び進路指導等の学習支援を適切に行っている。国際経営コースでは英語による学習支援環境が十分ではないという問題があり、改善課題として認識されている。
- ・細目視点8「受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学生の科目履修及び単位取得

の状況等についての情報を教員間で共有し、必要な改善措置を講じているか」について、受審校は、学生の科目履修及び単位取得の状況について教員間で情報共有し、必要な改善措置を講じている。個々の学生の学業成績の状況を共有化することが今後の課題として掲げられている。

- ・細目視点9「受審校は、標準修業年限を短縮している場合には、「教育研究上の目的」に照らして、十分な教育成果が得られる教育方法及び授業時間割設定の配慮をしているか」について、受審校は、修業年限を短縮している学生について、「教育研究上の目的」に照らして十分な教育効果を得るような配慮を行っている。修業年限を短縮している学生の一部について、履修科目数が多いという問題があり、指導を強化する必要性を認識している。

## 基準8「教育研究の質維持向上の取組」

- ・基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、組織的な教育課程の改善に取組まなければならない」について、受審校は、授業内容及び授業方法の改善のために、自己評価委員会の中に授業評価・FD部会を設けて、授業評価、教員の自己評価、学生へのインタビュー、教員間の授業参観などのFD活動を行っている。
- ・細目視点1「受審校は、開講する各授業科目の授業目的、授業内容、授業計画、授業方法、使用教材、オフィスアワー及び授業評価基準等を明記し、学生の学習目標の達成に資する内容のシラバスを作成し、公開し、ピアレビューによるシラバスの検証をしているか」について、受審校は、学生の学習目標の達成に資するシラバスの作成、公開を行っている。ピアレビューによるシラバスの検証は、学生による授業評価と専任教員による検証にとどまっているので、網羅的・体系的な検討ができるようにすることを課題として掲げている。
- ・細目視点2「受審校は、学生の科目履修状況、課程修了状況、単位取得状況、学業成績状況及び進路状況等の調査から、また、ステークホルダーの意見等から、教育課程の改善の検証をしているか」について、受審校は、学生の学習状況やステークホルダーの意見をもとに教育課程の改善の検証を行っている。
- ・細目視点3「受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、自己点検評価を継続的に行い、その評価結果を広く社会に公表しているか」について、受審校は、自己点検評価を継続的に行い、結果を公開している。社会に広く公表することが今後の課題となっている。
- ・細目視点4「受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、自己点検・評価の結果をフィードバックし、教育研究の質の維持向上及び改善を図る組織的な研修をしているか」について、受審校は、自己点検評価の結果を教員や学生にフィードバックし、教育研究の質の維持向上を図るFD活動を組織的に行っている。
- ・細目視点5「受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、教員の優れた教育及び研究の業績を評価する制度を整備しているか」について、受審校は、教員の優れた教育及び研究の業績を評価する制度の整備に向けて検討中である。

## 第3章「学生」

### 基準9「求める学生像」

- ・基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、本教育課程の教育を受けるに望ましい学生像を明確にしていなければならない」について、受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、国際経営コース、企業経営戦略コースそれぞれについて、求める学生像を明確に定めて、入学させている。
- ・細目視点1「受審校は、入学者選抜において求める学生像の学生を実際に入学させているか」について、受審校は、企業経営戦略コースについては「実務経験を有し、ビジネスの諸問題を理論的に解明しようとする社会人」、国際経営コースについては「日本社会や国際社会で活躍で

きる素質を持つような外国人留学生、社会人、国際的活動経験を有する日本人の学部卒業生」と、求める学生像を定めて入学させている。

- ・細目視点2「受審校は、入学志願者層に入学者選抜を受ける公正な機会を提供しているか」について、受審校は、入学者選抜において公正な機会を提供している。
- ・細目視点3「受審校は、「教育研究上の目的」の達成を担う学生像を継続的に検証しているか」について、受審校は、「教育研究上の目的」の達成を担う学生像を継続的に検証している。

## 基準 10「アドミッション・ポリシーと入学者選抜」

- ・基本視点「受審校は、入学者選抜において、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を明確に定め、明文化していなければならない」について、受審校は、出願者の適正及び能力等を客観的かつ厳格に評価する選抜を行っている。受審校のアドミッション・ポリシーは、「教育研究上の目的」の達成を担う学生像を定めているだけなので、そのような学生を選抜する方針についても明記することが望まれる。また、国際経営コースは開設以来4年間、定員を大幅に下回っているという問題を抱えており、改善課題として認識されている。
- ・細目視点1「受審校のアドミッション・ポリシーは、「教育研究上の目的」を達成する内容のものとなっているか」について、受審校のアドミッション・ポリシーには「教育研究上の目的」の達成を担う学生像しか明記されていないが、募集要項等に記載されている入学者選抜方針を含めると、「教育研究上の目的」を達成する内容になっている。
- ・細目視点2「受審校は、アドミッション・ポリシーとアドミッション・ポリシーに従った入学出願資格条件を募集要項等の印刷物に明確に記載し、入学出願者に周知公表しているか」について、受審校は、アドミッション・ポリシーとそれに沿った入学出願資格条件を募集要項等に記載し、入学出願者に周知徹底している。
- ・細目視点3「受審校は、入学者選抜において、出願者の適性及び能力等を客観的かつ厳格に評価する選抜をしているか」について、受審校は、出願書類による書類審査、論文記述式の筆記試験、面接試験という形で、出願者の適正及び能力等を客観的かつ厳格に評価する入学者選抜を行っている。
- ・細目視点4「受審校は、入学者選抜において、実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組を行うなど入学定員と実入学者数との関係の適正化を図っているか。」について、受審校は、国際経営コースが開設以来4年間、予定する学生数の確保に向けた取り組みを行っている。今後の志願者数の推移によっては、同コースの潜在的市場規模と学生獲得策について、一層の分析と改善努力が望まれる。

表 10-1. 入学定員と実入学者数

年度	2005	2006	2007	2008	2009 春
定員	100	100	100	100	100
実入学者数	106	91	96	97	79
企業経営戦略コース	91	78	81	81	68
国際経営コース	15	13	15	16	11

参考：2009 秋入学者数 企業経営戦略コース 15 名、国際経営コース 7 名

- ・細目視点5「受審校は、入学者選抜において、経済のグローバル化に対応して多様な知識または経験を有する入学生の多様化に努めているか」について、受審校は、入学者選抜において、多様な知識や経験を有する入学生の多様化に努めている。

## 基準 11 「学生支援」

- ・基本視点「受審校は、学生の学業継続のために、適切な学生支援体制を整備していなければならない」について、受審校は、学生に対する経済的支援や学生生活に対する相談、キャリア形成支援などを行っている。
- ・細目視点1「受審校は、経済的支援を求める学生に対して、必要な措置を講じているか」について、受審校は、学費の延納・分納制度、支給奨学金、貸与奨学金などの制度を設け、学生に対する経済的支援を行っている。表 11-1 は 2008 年度の奨学金の出願と採用実績である。

表 11-1. 2008 年度企業経営戦略コース奨学金出願・採用状況

	関西学院大学大学院 ベーツ第1種支給奨 学金	関西学院大学大学院 貸与奨学金	日本学生支援機構第 一種奨学金	日本学生支援機構第 二種奨学金
奨学金額	学費半額相当額	学費相当額または学 費半額相当額	月額5万あるいは8万8 千円より選択	月額5万、8万、10万、 13万、15万より選択
出願者数	31	11	5	5
採用者数	10	6	2	4

- ・細目視点2「受審校は、学生の進路指導及びキャリア形成支援を求める学生に対して、必要な情報収集、情報管理、情報提供及び学生相談等の支援を行う事務組織体制を整備しているか」について、受審校は、学生の進路指導や人材紹介・転職支援サービス企業との提携によるキャリア形成支援を行っている。受審校は、留学生向けの海外就職に特化したサービスの提供を今後の課題と認識している。
- ・細目視点3「受審校は、学生生活の支援を求める学生に対して、学業及び学生生活に関する相談・助言等を行う支援体制を整備しているか」について、受審校は、学生からの学業及び学生生活に関する相談を電子メールで受けつける体制を整えている。
- ・細目視点4「受審校は、特別な支援を求める留学生及び障害のある学生に対して、学習支援及び生活支援等を適切に行っているか」について、受審校は、留学生や障害のある学生に対する学習支援及び生活指導を行う措置を講じている。

## 基準 12 「学生の学業奨励」

- ・基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な学生の学業奨励の取組をしていなければならない」について、受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な学生の学業支援の取組をしている。
- ・細目視点1「受審校は、学業成績優秀な学生に対して報奨する制度を整備しているか」について、受審校は、成績優秀な学生を表彰する制度を設けている。
- ・細目視点2「受審校は、学業継続の困難な学生に対して経済的支援や学習支援等の相談を行う体制を整備しているか」について、受審校は、学業継続の困難な学生に対して経済的支援や学習支援の相談を行う体制を整えている。
- ・細目視点3「受審校は、学生の学業奨励のために、入学時や新学期授業開始前に、また、教育課程の変更時にオリエンテーションを実施しているか」について、受審校は、学生の学業奨励のためにオリエンテーションや学習相談会を行っている。

## 第4章「教員組織」

### 基準 13 「教員組織」

- ・基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な教員組織を整備していなければならない」について、受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な教員組織を整備している。

- ・細目視点1「受審校は、教育課程における専任の教員を必要と認められる数を任用しているか」について、受審校は、入学定員100名、収容定員200名に対し、16名の教員を任用しており、専門職大学院設置基準に基づく専任教員数の要件14名を満たしている。

表13-1：専門職大学院設置基準の必要教員数

	収容定員数	必要専任教員数	实在専任教員数	過不足数
2009年5月現在	200	14	16	+2

表13-1-1

担当領域	専任教員		みなし専任教員
	研究者教員	実務家教員	
企業経営戦略 コース	経営	3	1
	マーケティング	2	
	ファイナンス		2
	アントレプレナーシップ		1
	テクノロジーマネジメント	2	
国際経営 コース	Management	2	1
	Marketing		
	Finance	1	1
計	10	3	3

- ・細目視点2「受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる授業科目に必要なかつ十分な専任の教授又は准教授を任用しているか」について、受審校は、国際経営コースについて退職教員の補充人事が進んでいないという問題はあるが、それ以外は十分な数の教授、准教授を任用している。国際経営コースの退職教員の補充人事については、当面は任期制教員と客員教員の採用で対応しているが、同時に専任教員の採用の努力を行っている。

表13-2：教員組織の現状

	必要教員充足率	実務家教員比率	博士学位取得率	専任教員比率	専任教員担当単位比率
2009年度	114.3%	42.9%	68.8%	24.2%	68.3%

必要教員充足率 = 实在専任教員数 / 必要専任教員数

実務家教員比率 = 実務家専任教員数 / 必要専任教員数

博士学位取得率 = 博士学位取得者数 / 实在専任教員数

専任教員比率 = 専任教員数 / 教員数

専任教員担当単位比率 = 年間専任教員担当単位数 / 年間教員担当単位数

- ・細目視点3「受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる実務家教員を任用しているか」について、受審校は、実務家教員比率は42.9%と専門職大学院設置基準の3割以上という規定を満たしている。任期制実務家教員の採用が難しいという問題を抱えており、継続的に採用活動を行っている。

表13-3: 教員組織の構成

種別	学術教員(AQ)	実務家教員(PQ)	計
専任教員(P)	10	6	16
兼任・兼任教員*	25	25	50
計	35	31	66

\*専任教員(P): Participating faculty members

\*兼任・兼任教員 = 支援教員(S): Supporting faculty members

\*学術教員(AQ): Academically Qualified faculty members

\*実務家教員(PQ): Professionally Qualified faculty members

- ・細目視点4「受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる専任の教員と非専任の教員との割合に配慮しているか」について、受審校は、単位数でみて専任教員の割合は69%となっており、専任の教員と非専任の教員との割合は適正と判断される。
- ・細目視点5「受審校は、教員組織の構成において、教員の年齢構成の割合、男性・女性教員の比率及び外国人教員の任用等教員の多様性に配慮しているか」について、受審校は、国際経営コースの外国人教員の比率が以前より低くなっているという問題はありますが、全体としてバランスのとれた年齢構成、男女比率となっている。

表 13-5 : 教員の年齢構成

種別	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上	計
教授	0	0	0	5	3	8
准教授	0	1	7	0	0	8
助教	0	0	0	0	0	0
助手	0	0	0	0	0	0
小計	0	1	7	5	3	16
支援教員	0	12	11	10	17	50
合計	0	13	18	15	20	66

- ・細目視点6「受審校は、開講授業科目について高度の教育上の指導能力があると認められる下記の各号に該当する専任の教員を、専攻ごとに「文部科学大臣が別に定める数」(平成15年文部科学省告示第53号第1条。以下同じ。)を置いているか」について、受審校は、1)専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、2)専攻分野について、高度の技術・技能を有する者、3)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者について十分な教育・研究上の業績を持つ専任教員を任用している。

表13-6: 教員組織の最終学歴

種別	博士学位取得者数	修士学位取得者数	その他	合計
教授	5	2	1	8
准教授	6	1	1	8
助教	-	-	-	0
助手	-	-	-	0
小計	11	3	2	16
支援教員	20	16	14	50
合計	31	19	16	66

#### 基準 14 「教員の資格」

- ・基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な教育上の指導能力を有する教員を任用していなければならない。」について、受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な教育上の指導能力を有する教員を任用している。
- ・細目視点1「受審校は、教員の任用及び昇任に関する規則及び基準を定めているか」について、

受審校は、昇任に関する規則及び基準を定めている。

- ・細目視点2「受審校は、教員の任用及び昇任に関する審査プロセスを明確に定め、客観的な審査をしているか」について、受審校は、昇任人事に関する審査プロセスを明確に定めている。
- ・細目視点3「受審校は、最近5年間の教育研究業績等により教員の教育上の指導能力を評価する組織的な取組をしているか」について、受審校は、最近5年間の研究業績等に基づいて、教員の指導能力を組織的に評価する取組をしている。
- ・細目視点4「受審校は、専任教員の最近5年間の教育研究業績の資料を開示しているか」について、受審校は、研究業績データベースにより、最近5年間の研究業績を開示している。
- ・細目視点5「受審校は、実務家教員の実務経験について定期的に評価を行い、授業科目担当の割り当てを適切に行っているか」について、受審校は、実務家教員の定期的評価を行っている。

### 基準 15 「教員に対する教育研究支援」

- ・基本視点「受審校は、教員の教育研究活動を推進していくために必要な教育研究環境の整備をしていなければならない」について、受審校は、国際経営コースの教員の授業担当時間数が多いという問題を抱えているが、その他の教員の教育研究活動を支援していくために必要な教育研究環境の整備を行っている。
- ・細目視点1「受審校は、教員の教育研究活動の推進と教員の授業担当時間数との関係について、適切な範囲にとどめるように配慮しているか」について、受審校は、国際経営コースの教員数不足により、同コースの教員の授業担当時間数が多いという問題を抱えているが、企業経営戦略コースの教員の授業担当時間数は適切な範囲内となっている。国際経営コースの教員の授業担当時間数が多いのは、同コースの退職教員の補充人事が十分に進んでいないためであり、受審校は、同コースの専任教員の採用の努力を行っている。
- ・細目視点2「受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な研究費獲得の支援体制を整備しているか」について、受審校は、研究費獲得の支援体制を整備している。
- ・細目視点3「受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な事務職員及び技術職員等の支援体制を整備しているか」について、受審校は、教員の研究活動の推進に必要な事務職員の支援体制を整備している。
- ・細目視点4「受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な教育課程の活性化を図る適切な措置を講じているか」について、受審校は、公開セミナーや研究プロジェクトの成果をもとに教育課程の活性化に取り組んでいる。

### 基準 16 「教員の任務」

- ・基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、ステークホルダーとの意思疎通を図り、教員の学術研究の推進に努め、「教育研究上の目的」を達成する授業の実現を図っていかなければならない」について、受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、ステークホルダーとの意思疎通、教員の学術研究の推進、「教育研究上の目的」を達成する授業の実現を図っている。
- ・細目視点1「教員は、自己点検評価及び学生の授業評価の結果に基づいて、授業の内容、使用教材及び授業方法等の改善を絶えず行っているか」について、受審校は、自己点検評価と学生の授業評価の結果に基づいて、授業内容の改善を行っている。受審校は、授業内容・方法をシステマティックにチェックする体制を整えることを今後の改善課題として認識している。
- ・細目視点2「教員は、学習目標の達成のために、先端的な高度専門的知識や技能の教授に努めているか」について、受審校は、先端的な高度専門的知識や技能の教授に努めている。
- ・細目視点3「教員は、学習目標の達成のために、オフィスアワーの設定及び電子媒体等を通じ

て学生との対話を積極的に図り、学生の学習指導に努めているか」について、受審校は、オフィスアワーや電子メール、学生とのインタビューや個別面談等によって、学生との対話を積極的に行っている。

## 第5章「管理運営と施設設備」

### 基準 17 「管理運営」

- ・基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教員の教育研究活動を適切に支援していく管理運営体制を整備していなければならない」について、受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教員の教育研究活動を適切に支援する管理運営体制を整備している。
- ・細目視点1「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な管理運営事項を審議する教授会及び委員会等を設置し、審議事項を尊重し、教育研究環境を整備していく体制を講じているか」について、受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、意思決定機関として研究科教授会、研究科長室委員会、専攻会議、カリキュラム委員会、その他各種委員会を置き、執行機関として執行部会を置き、管理運営と教育研究環境整備の体制を整備している。
- ・細目視点2「受審校は、受審校の設置形態及び規模に応じた管理運営の事務組織を整備しているか」について、受審校は、設置形態及び規模に応じた管理運営の事務組織を整備している。受審校は、大阪梅田キャンパスでの外国人教員や留学生の支援を強めることを改善課題として認識している。
- ・細目視点3「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、専任教員の教育研究活動に応じた規模と機能を持った管理運営組織を設けているか」について、受審校は、教員の教育研究活動を支援する管理運営組織を整備している。

### 基準 18 「施設支援」

- ・基本視点「受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育研究活動の推進に必要な施設及び設備等を整備していなければならない」について、受審校は、教育研究活動の推進に必要な施設及び設備を概ね整備できている。企業経営戦略コースは、交通の便がよい大阪梅田キャンパスで行われているが、反面、大阪梅田キャンパスは学生が自由にグループワークに利用できる部屋が少ないという声の一部学生からあったので、分析と改善策の提示が望まれる。
- ・細目視点1「受審校は、教育効果の向上を図る教室、演習室及び実習室等の教育研究施設及び設備等の質的かつ量的な整備をしているか」について、受審校は、教育効果の向上を図る教育研究設備の整備を行っている。
- ・細目視点2「受審校は、専任教員ごとに個別の研究室を用意しているか」について、受審校は、専任教員の個人研究室を設置している。
- ・細目視点3「受審校は、図書、学術雑誌及び視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集しているか」について、受審校は、教育研究上必要な資料を系統的に収集している。
- ・細目視点4「受審校は、受審校の教育研究組織及び教育課程に応じた施設及び設備を整備し有効に活用しているか」について、受審校は、企業経営戦略コースを交通の便がよい梅田キャンパスで実施しているが、同キャンパスは教員の研究や学生のグループワークのためのスペースが限られているという問題があるので、改善策の検討が望まれる。
- ・細目視点5「受審校は、学生の自主的な学習を促進する学習環境を十分に整備し、学生の利用に供しているか」について、受審校は、学生の自主的な学習を促進するために貸出用パソコンを整備するなど学習環境整備の努力を行っている。梅田キャンパスの学生の自主的活動を行うスペースが限られているという問題については、分析と改善策の提示が望まれる。

### 3) 「改善課題の分析」の評価

受審校は、認証評価の各評価項目について改善を要する問題点を挙げており、課題提示は妥当であると思われる。そのうち特に重要な課題や自己点検報告で十分に触れられていない課題としては、以下の点が挙げられる。

- 1) 「教育研究上の目的」については、「教育研究上の目的達成」に必要な財務戦略に関連して、研究科予算の安定化と研修事業等の改善が課題として挙げられているが、財務戦略に関しては、中長期計画との関連で、どのように資金を獲得し、どのような使途に当てるかという観点から、課題を提示することが必要と思われる。
- 2) 「教育課程等」については、半期 22 単位の履修制限を徹底化し、相対的な成績評価精度の導入など教育水準の維持により一層の努力が求められる。
- 3) 「学生」に関しては、国際経営コースは予定した学生数を確保していくことを課題としている。
- 4) 「教員組織」に関しては、企業経営戦略コースの任期制実務家教員の確保と国際経営コースの教員の確保が重要な課題である。国際経営コースについては 2009 年度に准教授 2 名を任期制教員として採用し、問題は多少緩和されたが、引き続き、専任教員の採用が課題となっている。
- 5) 「管理運営と施設設備」に関しては、大阪梅田キャンパスについては、教員の研究や学生のグループワークができるスペースが不十分であることが大きな問題として指摘できる。

### 4) 「課題解決の実行計画」の評価

受審校は、自己点検評価と改善課題の分析をもとに、企業経営戦略コースについては教育課程と学生支援、国際経営コースについては学生の確保と教員の充足に焦点を当てた実行計画を立てており、これらの実行計画は概ね妥当であると判断される。

受審校が挙げている課題のうち、最重要と思われる国際経営コースの予定人数の充足問題については、学内推薦制度、海外学生募集活動、英語ホームページ再構築、新設の国際学部との関係強化によって当面は中間目標である 20～25 名獲得を達成し、国際学部から 5 名の早期修了生を受け入れるなど 2013～2014 年に 30 名の定員確保を実現するという計画を立てており、目標達成を期待したい。

教員に関しては、企業経営戦略コースでの任期制実務家教員の確保と国際経営コースの教員の確保が重要な課題である。人材の確保は解決が難しい問題であるが、情報収集や採用方法の工夫などに継続的に取り組む姿勢が示されている。

実行計画では、企業経営戦略コースと国際経営コースの連携という課題も取りあげられており、教育資源（教員や教材）の共通化と学生交流を継続的に進める方針が示されている。企業経営戦略コースと国際経営コースはかなり性格が異なるため、両コース間のシナジーを追求することはなかなか難しい問題ではあるが、この問題は受審校が今後発展する上で欠かせない課題なので、進展を期待したい。

表6-1. 改善課題解決の実行計画一覧

分類	コース	内容	関連する 基準	2010 年度		2011 年度以降
				前期	後期	
教育 課程の 改善	企業	コア科目の必修化	基準7 細目6	コア科目に含める科目の再検討 必修・選択必修科目の選定 【執行部による原案の作成】	学則の改定	実施
		入学前教育の実施	基準7 細目6	入学前教育に必要な内容の検討：科目名と時間数 【関係者による原案の作成】	来年度の外部講師確保に伴う予算の確保 外部講師の確保	実施
		ベーシック科目の再検討	基準7 細目6	ベーシック科目に含める科目の再検討(ロジカルシンキングなど) 必修化に伴う問題点の洗い出し(時間割上の問題など) 【執行部による原案の作成】	学則の改定	実施
		早期修了の履修条件強化	基準5 細目2	早期修了の履修条件の強化についての検討 【執行部による原案の作成】	学則の改定	実施
		新規コースの設置	基準5 細目2	3年修了コース設置の検討 土日コース設置の検討 【ワーキンググループの設置】		検討内容に応じ、検討の継続もしくは実施
	企業 国際	シラバスの検証	基準8 細目1	専任教員全員についてプログラム別に整合性をチェックするための FD活動の実施方法についての検討 【FD委員会】	専任教員による実施	非常勤講師も含めた実施の検討
	国際	成績評価における成績評価の偏向の是正	基準7 細目5	評価水準の再検討 【執行部による原案作成】		実施
		各プログラム内でのコア・ベーシック・アドバン	基準7 細目6	コア、必修・選択必修におけるバランス、シークエンスの再検討と学生への履修指導の徹底、調査開始	コア、必修・選択必修におけるバランス、シークエンスの最適化を図る。調査結果の	調査・分析最終報告、実行シミュレーション、学則改定と実施

		ストの各科目間の連続性 や一貫性		【執行部・関係者による原案作成】	分析 【プロジェクト・マネージャー、執行部】	
学生 支援  学習 環境 改善	企業 国際	図書資料の充実	基準7 細目1	図書資料の棚卸し 管理方法の検討 予算の確保 【事務を中心とした関係者による原案の作成】	プログラム別に教員による図書の確認 教員による図書の選書・発注 図書管理の実施	以降、定期的(最低年2回)な選書 教員別選書冊数の専攻会議での報 告
		成績評価の厳格化	基準7 細目5	科目別成績評価について定期的に統計資料を作成 【執行部による原案の作成】	実施 各期の最初の専攻会議での資料配布と検討	
		成績不良者への対応	基準7 細目8	成績不良者の定義 成績不良者への指導内容の検討 実施スケジュールの検討 【執行部による原案の作成】	実施	
	国際	入学前準備プログラム	基準12 細目3	入学前準備プログラムの過去の内容と制約の検討：コース内容と時 間、留学生のビザ取得からくる制約 【執行部・関係者による原案作成】	調査・分析の開始と期末での報告	調査・分析最終報告、実行シミュ レーション、学則改定と実施
		英語による学習支援環境 の構築	基準7 細目7	教学掲示板や授業連絡ボードなど情報システムの英語版併用に対す る大学側への働きかけを継続する。また、本研究科用英語専用のコ ンピュータ端末機購入に向け追加予算化を図る(部分的に解決) 【執行部による原案作成と予算化】	英語専用のコンピュータ端末整備のため大学側への働きかけを積極的に行う (完全解決を目指す)。	
		留学生に対するキャリア サービスの改善	基準11 細目2	留学生に対するキャリアサービス本格化を新設国際学部などと連携 して大学のキャリアセンターへの働きを加速する 【執行部による実行】 予算化された大学連携プロジェクトにおいて実行する国際インター ンシップおよび産学連携を活用し、就職率の向上につなげる。	留学生も含む学生を対象としたインターンシップおよび企業リクルーターの キャンパス訪問の定着化を段階的に推進	

				【執行部とプロジェクト・マネージャーによる原案作成】		
学生 確保	国際	学生確保	基準 10 細目 4	国内外の学生確保活動の戦略の再構築（学内推薦制度、大学間連携 戦略プロジェクトに沿った海外学生募集活動開始、英語ホームページ再構築、新国際学部との関係強化） 【執行部とプロジェクト・マネージャーによる再構築原案】	中間目標である入学者 20～25 名を達成	新設国際学部から 5 名の早期修了 生を受け入れる 2013 年から 2014 年にかけて 30 名の定員確保を実現
教員 充実	国際	教員採用	基準 15 細目 1	研究科会計専門職の会計学教員などからの情報で適当な候補が出ない場合には公募の手続きに入る 【執行部の原案作成】	公募に入った場合には、採用に向け面接などを行って採用に関する意思決定プロセスに入る。	引き続き授業負担のバランスと教育・研究の質の維持を図るため、 海外特別客員教授、任期制教員、 非常勤教員の確保のための情報収集などの努力を継続的に行う
	企業	任期制教員の確保	基準 13 細目 3	採用スケジュールの確認と検討 優秀な実務家教員獲得についての組織的取り組み方法の検討	実施	
コース 連携	企業 国際	戦略的 大学連携 プログラム	基準 6 細目 1,5	共通ケースの作成		両コースの学生が参加する授業での 実験的利用：問題点の洗い出し・対策

\*プロジェクト・マネージャー・・・「大学教育充実のための戦略的  
大学連携支援プログラム」推進責任者

## 4 . 提出資料

ABEST21 は受審校より提出された下記の資料等に基づき認証評価の審査を行った。

- 1) 受審申請書 (様式- 1)
- 2) 分野別認証評価申請大学院の所属する大学の概要 (様式- 2)
- 3) 分野別認証評価申請大学院の概要 (様式- 3)
- 4) 申請専門職大学院の文部科学省に提出した設置認可申請書コピー
- 5) 「認証評価計画」( 様式- 5)
- 6) 「自己点検評価報告」( 様式- 9)
- 7) 「自己点検評価報告」概要 (様式-10)
- 8) 「自己点検評価報告」概要 (英文)
- 9) 「自己点検評価報告」付属資料
- 10) カリキュラム
- 11) 教員組織
- 12) 教員教育研究業績
- 13) 教育研究施設設備
- 14) 学生の手引-経営戦略研究科-履修・諸手続の案内
- 15) 2008 年度関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科経営戦略専攻授業時間割
- 16) BUSINESS SCHOOL・ACCOUNTING SCHOOL
- 17) BUSINESS SCHOOL-International Management Course

## 5 . 認証評価審査結果 (案) に対する意見調整

ABEST21 は、2010 年 1 月 29 日開催の専門審査委員会において審議した「認証評価審査結果 (案)」を 2010 年 2 月 8 日に受審校に内示した。内示した「認証評価審査結果 (案)」に対する受審校の意見申立を調整するために、専門審査委員会に「申立意見調整委員会」を設置した。「申立意見調整委員会」は専門審査員会委員より選出された委員と受審校の PRT 委員を含む 5 名の委員で構成された。2010 年 2 月 18 日、受審校より「認証評価審査結果 (案)」に対して第一次意見の申し立てがあった。それは個々の評価項目の評価に対する意見の申立ではなく、ABEST21 が総合的な評価をした審査結果(案)に対して評価根拠の説明を求めるものであった。2 回にわたる往復の意見交換ののち、2010 年 3 月 4 日、受審校より「申立意見調整委員会」の第二次説明回答を受け入れるとの回答を得たので申立意見の調整がなされた。この意見調整結果を踏まえて開催された 2010 年 3 月 4 日開催の臨時専門審査委員会において申立意見調整の結果が報告され、意見調整が了承された。調整された「認証評価審査結果 (案)」は、2010 年 3 月 5 日開催の認証評価委員会で審議され、引続き開催された ABEST21 理事会において関西学院大学大学院経営戦略研究科経営戦略専攻の認証評価の認定が承認された。

## 6 . 認証評価審査結果

ABEST21 は、2010 年 3 月 5 日開催の認証評価委員会及び ABEST21 理事会において、関西学院大学大学院経営戦略研究科経営戦略専攻 (専門職大学院) の受審申請に対して、下記の認定を行った。

ABEST21 は、認証評価の審査結果に基づき、関西学院大学大学院経営戦略研究科経営戦略専攻が、ABEST21 が定める経営分野専門職大学院認証評価基準に適合し、「教育研究の方策は、評

価基準が大体において満たされ、教育研究の質維持向上が期待でき、優れている」教育プログラムであると認定した。なお、この認定の期間は2015年3月31日までとし、2015年までに再度同法人の評価を受けることを求める。

ABEST21は、関西学院大学大学院経営戦略研究科経営戦略専攻の教育の維持向上に向けた自己点検評価の分析に基づき、受審校が行った自己点検評価の分析の適切性、改善課題の分析の適切性、課題解決計画の分析の適切性及び解決計画の実行性の分析の適切性に関する評価の総合評価として受審校の認証評価の認定を行った。

関西学院大学大学院経営戦略研究科経営戦略専攻は、認証評価の各評価項目に対してABEST21の認証評価基準を概ね満たしており、かつ教育の質維持向上を図る改善課題を的確に把握し、課題解決を実施していく実行計画も明確に策定し、それを実現していくPDCAサイクルが稼働していく体制が整えられている。しかし、「教育研究上の目的」における「教育研究上の目的達成」に必要な財務戦略に関して、中長期計画との関連での資金調達・使途との関係の分析が十分でないのにより一層精緻化させていくことが必要である。また、「教育課程」における国際経営コースの「英語によるMBA教育」の教育特徴をグローバル化の時代的要請に応えて一層展開していくためには改善していくべき課題があり、より一層の教育研究環境の整備が必要であると思われる。

しかし、一方において関西学院大学の「英語によるMBA教育プログラム」は、特筆すべき優れた教育プログラムである。関西学院大学は、“グローバルな視点と知識を備えたビジネスパーソン”の養成として「英語によるMBA教育プログラム」の教育を実施し、わが国の企業のグローバル化に対応して、英語でビジネスを遂行できる高いコミュニケーション能力と国際的な感覚を身につけビジネスのフィールドを国外にも求めることができるビジネスパーソンの養成を目指している。この教育プログラムは「国際経営コース」として実践され、「企業経営戦略コース」と同一カリキュラムを英語で実施し、日本人学生だけではなく、アジア・オセアニアを中心にアフリカ、中東、北米からの学生が在籍している。

この「英語によるMBA教育プログラム」では、2008年度から米国のビジネススクール30数校が加盟するCIBER（Center for International Business Education and Research）の共同課外授業であるGBP（グローバル・ビジネス・プロジェクト）に参加し、2009年度からは正式単位科目として単位認定をしている。また、海外の提携大学への留学生に対する単位互換の制度も整備し、ビクトリア大学（カナダ）への留学が行われている。また、このプログラムでは、少人数教育を活かして討論を活発に行い、内外のケースを取り入れた授業を展開している。さらに、GBPの実践型授業においては日本企業がコンサルティング・プロジェクトのクライアントになり、米国のMBA学生と国際経営コースの学生の混成チームに自社が解決すべき課題を提供し、約3ヶ月間にわたって情報収集と課題分析を行い、後半の2週間で現地調査・最終報告会を開催する授業を行っている。

この国際経営コースにおけるグローバル化する経済活動に適切に対応できる人材育成のために実施されている「英語によるMBA教育プログラム」は優れた取組であり、21世紀の時代的要請に応えた教育プログラムと評価することができる。しかし、その内実においては改善されるべき課題があり課題解決による今後の発展を期待するところである。

# 認証評価審査委員

## 1 . 認証評価委員会(Accreditation Committee)委員

委員長

Robert S. SULLIVAN, Dean, Rady School of Management, University of California at San Diego, USA

副委員長

竹内 弘高、一橋大学大学院国際企業戦略研究科長

青木 利晴、株式会社 NTT シニア アドバイザー

有信 睦弘、株式会社東芝顧問

Ilker BAYBARS, Deputy Dean, Carnegie Mellon Tepper School of Business, Carnegie Mellon University, USA

Jim HERBOLICH, Deputy Director General and Director of Network Services, EFMD,

Yuji IJIRI, Professor, Carnegie Mellon Tepper School of Business, Carnegie Mellon University, USA

Susie Nobue BROWN, Associate Dean, Red McCombs School of Business, University of Texas at Austin, USA

古川 享、慶応義塾大学メディアデザイン研究科教授

羽矢 惇、新日鉄エンジニアリング株式会社代表取締役社長

Tae-Sik AHN, Dean, Graduate School of Business Administration, Seoul National University, KOREA

Xiongwen LU, Dean, School of Management, Fudan University, CHINA

小枝 至、日産自動車株式会社名誉会長

村上 輝康、株式会社野村総合研究所シニアフェロー

岡村 正、日本商工会議所会頭

尾原 蓉子、IFI ビジネス・スクール名誉学長, (財)ファッション産業人材育成機構

Lawrence B. PULLEY, Dean, Mason School of Business, College of William and Mary, USA

斎藤 孝一、南山大学経営学部・大学院ビジネス研究科教授

杉山 武彦、一橋大学長

鈴木 久敏、筑波大学副学長

富浦 梓、独立行政法人科学技術振興機構、社会技術開発センター、研究開発成果実装支援プログラム、プログラムオフィサー

Oleg VIKHANSKIY, Dean, Graduate School of Business Administration, Moscow State University, RUSSIA

## 2 . 専門審査委員会(Pre-Accreditation Committee)委員

委員長

堀内 正博、青山学院大学総合文化政策学部教授

副委員長

松尾 博文、神戸大学大学院経営学研究科教授

副委員長

椿 広計、統計数理研究所リスク解析戦略研究センター長

浅田 孝幸、大阪大学大学院経済学研究科教授

Chester C. BORUCKI, Professor, Temple University Japan Campus

Siriwut BURANAPIN, Associate Professor, Faculty of Business Administration, Chiang Mai University, Thailand

Ming Yu CHENG, Director, Research Management Centre, Multimedia University, Malaysia

願興寺皓之、南山大学大学院ビジネス研究科教授

Anna GRYAZNOVA, Associate Dean, Graduate School of Business Administration, Moscow State University, Russia

Zhonghe HAN, Associate Professor, School of Management, Fudan University, China

平木多賀人、関西学院大学大学院経営戦略研究科教授

広瀬 徹、南山大学大学院ビジネス研究科教授

保々 雅世、日本オラクル株式会社常務執行役員

井田 昌之、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授

石田 寛、関西学院大学大学院経営戦略研究科准教授

Gugus IRIANTO, Dean, Faculty of Economics, Brawijaya University, Indonesia

Hong-Joo JUNG, Professor, School of Business Administration, Sungyunkwan University, Korea

Ali KHATIBI, Dean, Graduate Management Center, Management & Science University, Malaysia

Basheer Ahmed KHAN MOHAMMED, Dean, School of Management, Pondicherry University, India

熊平 美香、株式会社エイテッククマヒラ代表取締役

Kai LI, Dean, School of Business Administration, Northeastern University, China

Changchong LU, Dean, School of Business Administration, Dongbei University of Finance & Economics, China

Qinhai MA, Vice Dean, School of Business Administration, Northeastern Univ., China

Amir MAHMOOD, Assistant Dean, Faculty of Business and Law, University of Newcastle, Australia

前田 昇、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授

森本 博行、首都大学東京大学院社会科学部研究科経営学専攻長

Derrabi MOHAMED, Dean, School of Business Administration, Al Akhawayn University, Morocco

R. Taggart MURPHY、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

中野 勉、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授

中里 宗敬、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授

Sang-Koo NAM, Professor, School of Business, Korea University, Korea

Ruslan PRIJADI, Chairman, Graduate School of Management, University of Indonesia, Indonesia

Ashraf SABRY, Dean, Faculty of Management, University of Applied Science Hof., Germany

A. SEETHARAMAN, Head, MBA Program, SP Jain Center of Management, Singapore

重田 晴生、青山学院大学法学部教授

Themis SUWARDY, Associate Dean, School of Accountancy, Singapore Management University, Singapore

舘 昭、桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長

高橋 文郎、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長

高森 寛、LEC 会計大学院教授

舘岡 康雄、静岡大学大学院工学研究科教授

Jann Hidajat TJAKRAATMADJA, Vice Dean, School of Business and Management, INSTITUT TEKNOLOGI BANDUNG, Indonesia

内平 直志、株式会社東芝研究開発センター次長

上野 信行、県立広島大学経営情報学部教授

Carlos Romero USCANGA, Dean of Graduate Programs, TECNOLGICO DE MONTERREY, EGADE, Mexico

若林 靖永、京都大学大学院経営管理研究部教授

山田 秀、筑波大学大学院ビジネス科学研究科長

山本 昭二、関西学院大学大学院経営戦略研究科教授

湯本 祐司、南山大学大学院ビジネス研究科教授

Zhiwen YIN, Associate Dean, Faculty of Management, Fudan University, China

Alexander ZOBOV, Professor, Graduate School of Business Administration, Moscow State University, Russia

# ABEST21 経営分野専門職大学院認証評価基準

制定：2006年07月02日

改正：2009年10月16日

## 第1章 教育研究上の目的

### 基準1：教育研究上の目的

[基本視点]

認証評価を申請する経営専門職大学院(以下「受審校」という。)は、教育研究の活動の意思決定の指針となる「教育研究上の目的(mission)」を明確に規定し、明文化していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、「教育研究上の目的」をグローバル化時代の要請に応えた国際的に通用する高度専門職業人育成に配慮した内容のものとしているか。
2. 受審校は、「教育研究上の目的」をステークホルダーの意見を反映した内容のものとしているか。
3. 受審校の「教育研究上の目的」は、学校教育法第99条第2項の「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」の規定から外れるものではないか。
4. 受審校は、「教育研究上の目的」を受審校の発行する印刷物等、例えば、学則、入学案内、授業要覧及び履修要綱等に、また、ホームページに掲載し、周知公表を図っているか。

### 基準2：「教育研究上の目的」の重要な要素

[基本視点]

受審校の「教育研究上の目的」は、企業等組織のマネジメントに係る高度専門職業人育成に重要な要素を含む内容のもので、受審校が所属する大学の「教育研究上の目的」と整合していなければならない。

[細目視点]

1. 「教育研究上の目的」は、企業等組織のマネジメントに関する高度の専門知識・技能及び基礎的素養を修得する内容のものとなっているか。
2. 「教育研究上の目的」は、学生のキャリア形成に寄与する内容のものとなっているか。
3. 「教育研究上の目的」は、所属教員の教育研究活動の推進に寄与する内容のものとなっているか。

### 基準3：「教育研究上の目的」の継続的な検証

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」を継続的に検証していくプロセスを定め、教育研究環境の変化に対応して見直していかなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、「教育研究上の目的」を検証する組織的な体制が整備されているか。
2. 受審校は、「教育研究上の目的」の継続的な検証に必要な資料の収集及び管理の体制を整備しているか。
3. 受審校は、「教育研究上の目的」の検証プロセスにステークホルダーの意見を聴取する機会を設けているか。

### 基準4：「教育研究上の目的」の達成に必要な財務戦略

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な資金を獲得する短期的及び長期的な財

務戦略を策定していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な財政的基礎を有しているか。
2. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な資金調達の戦略を立てているか。
3. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な予算措置をしているか。

## 第2章 教育課程等

### 基準5：学習目標

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、イノベーションと知見、グローバルゼーション及び先端的な科学技術の普及等の要素を含む学習目標を明確に定めていなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、学習目標をシラバス等に明記し、学生に周知公表をしているか。
2. 受審校は、学習目標の達成のために、授業科目履修指導指針を定め、履修相談に応じる配慮をしているか。
3. 受審校は、学習目標の達成のために、学生、教員及び職員間のコミュニケーションシステムを構築し、学習相談及び学習助言の円滑化を図る方策をとっているか。

### 基準6：教育課程

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育課程を体系的に編成していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教育課程の編成において、「教育研究上の目的」を達成する理論的教育と実務的教育の架橋に留意し、マネジメントの教育研究及び実務の動向に配慮しているか。
2. 受審校は、教育課程の編成において、企業等組織のマネジメントに係る高度専門職業人育成に必要な高度の専門的知識・技能と高度の職業能力の修得、職業倫理観の涵養及び国際的視野の拡大に配慮しているか。
3. 受審校は、教育課程の体系的な編成において、マネジメント教育に必要なコア科目への分類を含めて体系的に配置しているか。
4. 受審校は、教育課程を検証するプロセスを明確に定め、継続的に検証しているか。
5. 受審校は、他研究科の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定等の措置を講じているか。
6. 受審校は、授業の方法において、実践的な教育を行うために事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な授業の方法を導入しているか。
7. 受審校は、授業の方法において、多様なメディアを高度に利用して通信教育の授業を行う場合には、授業の実施方法の整備に努め、教育効果の向上に努めているか。

### 基準7：教育水準

[基本視点]

受審校は、学生の学習目標の達成のために、教育内容の水準を定めていなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学習環境及び学習指導体制を整備しているか。
2. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、1単位の授業科目の学修に必要とされる授業時間を確保しているか。

3. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、授業科目の時間割配置を適切にし、授業科目の履修登録単位数の上限を設定し、授業科目の履修を適切にする指導をしているか。
4. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、履修した授業科目の学業成績の評価基準及び教育課程修了の判定基準を明確に定め、学則等に記載し、学生に周知公表しているか。
5. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学業成績の評価及び課程修了の判定を公正に実施し、客観性と厳格性が得られる措置を講じているか。
6. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、授業科目の履修登録の学生数を、授業の方法等の教育上の諸条件を考慮して授業の教育効果が十分に得られる適正な数としているか。
7. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、留学生等の学生の多様化に対応した履修指導、学習相談及び進路指導等の学生支援を適切に行っているか。また、通信教育を行う場合には、十分に配慮した学生支援を適切に行っているか。
8. 受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学生の科目履修及び単位取得の状況等についての情報を教員間で共有し、必要な改善措置を講じているか。
9. 受審校は、標準修業年限を短縮している場合には、「教育研究上の目的」に照らして、十分な教育成果が得られる教育方法及び授業時間割設定の配慮をしているか。

#### **基準 8：教育研究の質維持向上の取組**

##### [基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、組織的な教育課程の改善に取り組まなければならない。

##### [細目視点]

1. 受審校は、開講する各授業科目の授業目的、授業内容、授業計画、授業方法、使用教材、オフィスアワー及び授業評価基準等を明記し、学生の学習目標の達成に資する内容のシラバスを作成し、公開し、ピアレビューによるシラバスの検証をしているか。
2. 受審校は、学生の科目履修状況、課程修了状況、単位取得状況、学業成績状況及び進路状況等の調査から、また、ステークホルダーの意見等から、教育課程の改善の検証をしているか。
3. 受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、自己点検評価を継続的に行い、その評価結果を広く社会に公表しているか。
4. 受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、自己点検・評価の結果をフィードバックし、教育研究の質の維持向上及び改善を図る組織的な研修をしているか。
5. 受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、教員の優れた教育及び研究の業績を評価する制度を整備しているか。

### **第3章 学生**

#### **基準 9：求める学生像**

##### [基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、本教育課程の教育を受けるに望ましい学生像を明確にしていなければならない。

##### [細目視点]

1. 受審校は、入学者選抜において求める学生像の学生を実際に入学させているか。
2. 受審校は、入学志願者層に入学者選抜を受ける公正な機会を提供しているか。
3. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成を担う学生像を継続的に検証しているか。

## 基準 10：アドミッション・ポリシーと入学者選抜

### [基本視点]

受審校は、入学者選抜において、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を明確に定め、明文化していなければならない。

### [細目視点]

1. 受審校のアドミッション・ポリシーは、「教育研究上の目的」を達成する内容のものとなっているか。
2. 受審校は、アドミッション・ポリシーとアドミッション・ポリシーに従った入学出願資格条件を募集要項等の印刷物に明確に記載し、入学出願者に周知公表しているか。
3. 受審校は、入学者選抜において、出願者の適性及び能力等を客観的かつ厳格に評価する選抜をしているか。
4. 受審校は、入学者選抜において、実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組を行うなど入学定員と実入学者数との関係の適正化を図っているか。
5. 受審校は、入学者選抜において、経済のグローバル化に対応して多様な知識または経験を有する入学生の多様化に努めているか。

## 基準 11：学生支援

### [基本視点]

受審校は、学生の学業継続のために、適切な学生支援体制を整備していなければならない。

### [細目視点]

1. 受審校は、経済的支援を求める学生に対して、必要な措置を講じているか。
2. 受審校は、学生の進路指導及びキャリア形成支援を求める学生に対して、必要な情報収集、情報管理、情報提供及び学生相談等の支援を行う事務組織体制を整備しているか。
3. 受審校は、学生生活の支援を求める学生に対して、学業及び学生生活に関する相談・助言等を行う支援体制を整備しているか。
4. 受審校は、特別な支援を求める留学生及び障害のある学生に対して、学習支援及び生活支援等を適切に行っているか。

## 基準 12：学生の学業奨励

### [基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な学生の学業奨励の取組をしていなければならない。

### [細目視点]

1. 受審校は、学業成績優秀な学生に対して報奨する制度を整備しているか。
2. 受審校は、学業継続の困難な学生に対して経済的支援や学習支援等の相談を行う体制を整備しているか。
3. 受審校は、学生の学業奨励のために、入学時や新学期授業開始前に、また、教育課程の変更時にオリエンテーションを実施しているか。

## 第4章 教員組織

### 基準 13：教員組織

#### [基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な教員組織を整備していなければならない。

#### [細目視点]

1. 受審校は、教育課程における専任の教員を必要と認められる数を任用しているか。
2. 受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる授業科目に必要なかつ十分な専任の教授又は准教授を任用しているか。
3. 受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる実務家教員を任用しているか。
4. 受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる専任の教員と非専任の教員との割合に配慮しているか。
5. 受審校は、教員組織の構成において、教員の年齢構成の割合、男性・女性教員の比率及び外国人教員の任用等教員の多様性に配慮しているか。
6. 受審校は、開講授業科目について高度の教育上の指導能力があると認められる下記の各号に該当する専任の教員を、専攻ごとに「文部科学大臣が別に定める数」(平成15年文部科学省告示第53号第1条。以下同じ。)を置いているか。
  - 1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
  - 2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
  - 3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

#### **基準 14：教員の資格**

##### [基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な教育上の指導能力を有する教員を任用していなければならない。

##### [細目視点]

1. 受審校は、教員の任用及び昇任に関する規則及び基準を定めているか。
2. 受審校は、教員の任用及び昇任に関する審査プロセスを明確に定め、客観的な審査をしているか。
3. 受審校は、最近5年間の教育研究業績等により教員の教育上の指導能力を評価する組織的な取組をしているか。
4. 受審校は、専任教員の最近5年間の教育研究業績の資料を開示しているか。
5. 受審校は、実務家教員の実務経験について定期的に評価を行い、授業科目担当の割り当てを適切に行っているか。

#### **基準 15：教員に対する教育研究支援**

##### [基本視点]

受審校は、教員の教育研究活動を推進していくために必要な教育研究環境の整備をしていなければならない。

##### [細目視点]

1. 受審校は、教員の教育研究活動の推進と教員の授業担当時間数との関係について、適切な範囲内にとどめるように配慮しているか。
2. 受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な研究費獲得の支援体制を整備しているか。
3. 受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な事務職員及び技術職員等の支援体制を整備しているか。
4. 受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な教育課程の活性化を図る適切な措置を講じているか。

#### **基準 16：教員の任務**

##### [基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、ステークホルダーとの意思疎通を図り、教員の学術研究の推進に努め、「教育研究上の目的」を達成する授業の実現を図っていかなければ

ならない。

[細目視点]

1. 教員は、自己点検評価及び学生の授業評価の結果に基づいて、授業の内容、使用教材及び授業方法等の改善を絶えず行っているか。
2. 教員は、学習目標の達成のために、先端的な高度専門的知識や技能の教授に努めているか。
3. 教員は、学習目標の達成のために、オフィスアワーの設定及び電子媒体等を通じて学生との対話を積極的に図り、学生の学習指導に努めているか。

## 第5章 管理運営と施設設備

### 基準 17：管理運営

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教員の教育研究活動を適切に支援していく管理運営体制を整備していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な管理運営事項を審議する教授会及び委員会等を設置し、審議事項を尊重し、教育研究環境を整備していく体制を講じているか。
2. 受審校は、受審校の設置形態及び規模に応じた管理運営の事務組織を整備しているか。
3. 受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、専任教員の教育研究活動に応じた規模と機能を持った管理運営組織を設けているか。

### 基準 18：施設支援

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育研究活動の推進に必要な施設及び設備等を整備していなければならない。

[細目視点]

1. 受審校は、教育効果の向上を図る教室、演習室及び実習室等の教育研究施設及び設備等の質的かつ量的な整備をしているか。
2. 受審校は、専任教員ごとに個別の研究室を用意しているか。
3. 受審校は、図書、学術雑誌及び視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集しているか。
4. 受審校は、受審校の教育研究組織及び教育課程に応じた施設及び設備を整備し有効に活用しているか。
5. 受審校は、学生の自主的な学習を促進する学習環境を十分に整備し、学生の利用に供しているか。